

住宅改修などで税金が安くなる！

## 住宅に係る固定資産税を減額

住宅の耐震化やバリアフリー、省エネ改修をした場合、規定の要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります。（※申請は原則として工事終了後3カ月以内）

### 耐震改修

工事完了の翌年度のみ、床面積120㎡分を限度に固定資産税の1/2を軽減。

### ☆対象住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅

※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

### ☆対象工事

建築基準法の耐震基準に適合する工事費用50万円を超える改修工事

### ☆申請書類

地方公共団体や建築士が発行した証明書と改修費用が確認できる書類

### バリアフリー改修

工事完了の翌年度のみ、床面積100㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額。

### ☆対象住宅

65歳以上か障がいのある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅

※併用住宅については住宅部分が1/2以上

### ☆対象工事

自己負担額50万円を超えるバリアフリー改修工事（補助金を受けている場合は差し引いて自己負担額が50万円を超えていること）

### ☆申請書類

工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの

### 省エネ改修

工事完了の翌年度のみ、床面積120㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額。

### ☆対象住宅

平成20年1月1日以前に建築された住宅

※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

### ☆対象工事

工事費用50万円を超える窓



の改修（必須）や断熱改修など省エネ基準適合の熱損失防止改修工事

### ☆申請書類

工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの（建築士または、登録住宅性能評価機関による証明書を添付）

※バリアフリー改修及び省エネ改修については、耐震改修工事による減額を受けた住宅は対象外です。

### ■問い合わせ

税務課 固定資産税担当  
（内線156～158）

「チーム葦崎」によるまちづくり

## 公募・提案型の補助金申請を受付

活力あるまちづくりに取り組む意欲のある方々を支援するため、市では、「公募・提案型補助金」を交付しています。皆さんのアイデアをまちづくりに活かしてみませんか。

### ■補助対象となる団体等

市内に活動の拠点を有し、5名以上で構成される団体やグループ等で、その過半数が市内に在住、勤務または在学している団体等。

### ■補助対象事業

市民団体やグループ等が自主的に取り組む事業のうち、その事業（活動）が市民福祉の向上及び地域社会の発展などに寄与する事業。

※施設の建設等を目的とするものや国・県・市または市関連団体の補助金、助成金の交付を受けている事業は除く。

### ■補助の内容

・1団体当たり50万円を限度（補助対象経費の1/2以内）  
・同一事業に対し、年度中1回（3年間・計3回を限度）

### ■申請期間

12月16日（金）まで

### ■提出書類

①交付申請書



- ②事業の実施計画書
- ③団体の規約、活動報告書及び収支決算書
- ④その他、補助金の交付に關して参考となる書類等

### ■申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送または持参で提出してください。申請書は企画財政課窓口での配布または市ホームページからダウンロードできます。

※審査のうえ可否及び交付額を決定します。

### ■事業実施期間

交付決定の日から

平成29年3月31日まで

### ■申し込み・問い合わせ

企画財政課 企画推進担当  
（内線355～357）